平成２９年（フ）第３６１８号
大阪市西成区千本南１丁目19番７号
破産者　山崎　紀子
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６４３号
大阪市東淀川区西淡路３丁目12―26　レオネクストＳＡＫＡＥ西淡路201号室、住民票上の住所愛媛県松山市東山町18番12号
破産者　門屋　美帆
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５２４号
大阪府摂津市三島３丁目16番22号
破産者　五十田康雄
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５３０号
大阪府大東市氷野２丁目５番28号　トモエハイツ３号館203号
破産者　柳田　愛子
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５３７号
大阪市西区北堀江２丁目16番12号701
破産者　西田　淳子
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５７８号
大阪市浪速区日本橋西１－８―27レオンコンフォート難波サウスゲート1307号、住民票上の住所堺市北区長曽根町545番地　下野池住宅17棟104号
破産者　徳谷　朋也
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６１１号
大阪市西区江之子島１丁目８番21―907号
破産者　大德　　博
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６１５号
大阪府茨木市総持寺２丁目14番１―104号
破産者　下山　貴志
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６２４号
大阪市浪速区元町３丁目４番16号　ナンバスリーエコー302号
破産者　赤川　和義
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６５１号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目15番15号　メゾン瓜生堂　410号
破産者　ヤマイチこと　山田　義則
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７６７号
大阪府東大阪市水走２丁目14番24号、開始決定時大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目12番４号
破産者　花水喜こと　坂田　誠孝
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７９３号
大阪市平野区平野本町１丁目８番38号　カーサ平野400
破産者　ピボこと　飯坂　英幸
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８４１号
大阪市平野区加美東４丁目11番15―207号
破産者　若松　弘人
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５００５号
大阪府枚方市星丘４丁目13番11号
破産者　大岩　　勝
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２５号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1434―３、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1397番地
破産者　川﨑　　貢
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７３号
和歌山県橋本市三石台３丁目23番地の１―213
破産者　徳永　孝一
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５２号
和歌山県有田郡有田川町大字金屋113番地２
破産者　ＰＣハウスＫｉｔこと　岩崎　公彦（旧姓髙田）
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６０号
和歌山市善明寺615―27　鳴滝団地27―302、住民票上の住所和歌山市平井82番地６　ヴィラ市小路３Ｆ303
破産者　穂出　稔郎
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係